

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 有本 寛

本研究の目的は、日本がかつてどのような貧困・開発問題に直面し、それにどう対処し、なぜ経済発展を成し遂げることができたのか、その歴史的パターンのミクロ的な特徴を「取引統治」と「取引の制度化」という観点から見いだすことである。そのために、本研究では、歴史的な文脈に留意しつつ、日本の経済発展・開発の経験をミクロ経済学的に分析している。具体的な分析対象としては、発展途上期日本の農村における制度である戦前期（昭和初期）の地主小作関係と小作契約、および近世江戸時代の村請制と呼ばれる徴税制度と農村金融制度を取り上げている。本研究の課題は、第一に地主小作関係と近世の村請制や信用取引を取り巻く制度がどのような経済的特徴を持ち、それが取引統治の問題や、貧困・開発問題に対してどのような影響を与えたのかを明らかにすること、第二にそれぞれのトピックと制度のなかから共通点を見だし、特に取引を統治し制度化する母体となった共同体の役割に注目しながら日本の経済発展のミクロ的なパターンや特徴を抽出すること、そして第三にそのパターンに基づいて、現代の発展途上国に適用可能な教訓を見つけ出すことである。

第1章では、「日本」、「歴史」、「ミクロ分析」という3つの側面から、開発経済学における研究蓄積の選択的レビュー行われ、日本の経済発展を対象とした開発ミクロ経済学分析は、開発経済学上の真空地帯となっていることが示されている。

第2章では、戦前期日本の地主小作関係について、日本に特徴的な減免契約という小作契約の経済的な特徴を理論的に明らかにしている。世界各地で通常見られる小作契約の原型は、定額小作か刈分小作であるが、戦前期日本では両者の折衷型と言うべき、不作時の小作料を減免する慣行が付いた定額契約（減免契約）が主であった。この章では、当時の地主小作関係や小作契約、減免の実態などについて概観した後、契約理論の枠組みに基づく減免契約がリスク分散とインセンティブの付与というトレード・オフの観点から分析されており、減免契約が農業生産上のリスクやそれへの対処がさほど問題とならないような状況において、定額や刈分契約よりも効率的であることが示されている。したがって、日本の地主小作関係は、定額や刈分を採用した各国の関係よりも、生産上も分配上も効率性が高かったと指摘されている。

第3章では、減免契約を履行するときにかかる取引費用に注目しながら、戦前期岩手県

における刈分小作の分布の決定要因が、リスクと取引費用の観点から定量的に検証されている。減免は、地主と小作人の利害が明確に対立するため、減免の発動条件が明確に定められ、契約が法的な根拠を持たない場合は、減免履行の是非や率を巡る煩雑な交渉を要し、取引費用が高くなる可能性があった。このため、この取引費用の大きさによっては、減免契約を採用するよりは、定額や刈分小作の方が望ましくなる。日本の場合は、小作料減免を村落の集団的な地主小作関係のなかに内包するかたちで制度化したことが、取引費用の高騰を抑制し、減免契約の普及を後押ししたひとつの要因であったことが示されている。さらに、全国でも刈分小作が多かった岩手県において、それが特にやませによる冷害の影響を受けて収量変動が大きい地域に集中しており、リスクに対する耐性が契約選択の主要な決定要因であったことが実証されている。

第4章では、日本の村落の歴史的なルーツと経緯に目を向け、近世江戸時代の課徴税制度である村請制を経済学的に理解し、それが日本の農村社会と経済発展にどのような影響を与えた可能性があるのかが検討されている。村請制は村落が農村における取引を自ら統治し、取引の効率性を高めるといふ、日本のミクロ的な経済発展パターンを形成する最初の発端となったことが示されている。この論点は、村落や共同体などの民間組織が取引を統治するという認識を踏まえたうえで、それがどのように組織され、統治を果たすようになるのかに関する歴史的な過程とメカニズムを解明する手がかりとなるものである。

以上のように、本研究は、戦前期の地主小作関係と小作契約を入り口に日本の経済発展パターンのミクロ的な特徴を歴史的な視点から分析しており、経済発展という大きな視点から見た場合、農村において村落が取引を統治するうえで重要な役割を果たしたということを示しており、学術上かつ応用上の価値が高い。よって審査委員一同は本論文が博士（農学）の学位を授与するにふさわしいと判断した。